

## 職員の処分について

標記の件につきまして、令和6年1月4日付で下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

### 事案1 処分の内容

- (1) 被処分者 医務局 診療部長 男性 44歳
- (2) 処分理由
  - ・地方公務員法第29条第1項及び同条第4項
  - ・掛川市・袋井市病院企業団職員就業規程第57条第1項
  - ・掛川市・袋井市病院企業団職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第4条
- (3) 処分量定 停職1月
- (4) 非違行為の概要
  - ・複数の研修医へのハラスメント発言により研修医の研修教育の受け入れをせず、研修業務を適正に実施しなかったという職務上の義務に違反し職務を怠った。
  - ・当院の専攻医確保、医師確保を妨げるような不適切発言を行っていた。
- (5) 関連措置
  - ・管理監督責任として、院長を「厳重注意」とした。

### 事案2 処分の内容

- (1) 被処分者 医務局 診療部長 女性 43歳
- (2) 処分理由
  - ・地方公務員法第29条第1項及び同条第4項
  - ・掛川市・袋井市病院企業団職員就業規程第57条第1項
  - ・掛川市・袋井市病院企業団職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第4条
- (3) 処分量定 停職3月
- (4) 非違行為の概要
  - ・複数の研修医へのハラスメント発言により研修医の研修教育の受け入れをせず、研修業務を適正に実施しなかったという職務上の義務に違反し職務を怠った。
  - ・当院の専攻医確保、医師確保を妨げるような不適切発言を行っていた。
  - ・このような行為を複数年に渡り行っていたことにより、当院に与えた影響は大きい。
- (5) 関連措置
  - ・管理監督責任として、院長を「厳重注意」とした。

問い合わせ先

中東遠総合医療センター

管理課 職員係

電話 0537-21-5555 (代表)